

ペット(犬・猫)の飼育についてのお願い!!!

最近、ペット(犬・猫)の飼い方についての苦情が多数寄せられています。
 ペットを飼うときは、最後まで責任と愛情をもって飼いましょう。

1. 犬の散歩等の際に出たフンの処理は、**飼い主がきちんと処理**してください。
 (散歩の際は、フンを処理できる袋等を持ち歩きましょう。)
フンを捨てた場合、廃棄物処理法により罰則及び罰金が課せられます。
2. 犬は必ずつないで飼育してください。(夜間に放す事のないようにお願いします。)
3. 犬舎のまわりは清潔にし、首輪、クサリ等をいつも点検し、放れることのないように飼育してください。
4. 飼い主の家族以外の人たちが、犬に近寄らないように注意して、事故のないように飼育してください。
5. 飼い犬がいなくなった場合は、速やかに役場か交番に届け出るようにしてください。
6. 飼い猫は、病気の感染や不慮の事故等を防止するため、**家の中で飼育する**ように努めましょう。
7. 飼い猫は、みだりに繁殖することを防止するために、不妊措置等を講じてください。
8. 野良猫へのエサやりをやめましょう。

野良猫にエサを与え続けることにより、周囲に居着き鳴き声や糞尿、出産等による増加などで、周囲に迷惑がかかります。エサを与えた方が事実上の飼い主となり、責任を負うこととなります。

【お問い合わせ先】 町民課生活環境係 ☎2-2453

野生動物への無責任なエサやりは迷惑です

餌付けなどで人に慣れた野生動物は、その場所から離れなくなり、
 人と野生動物双方にとって様々な問題が生じます。
 野生動物への無責任なエサやりは絶対にやめましょう。

■野生動物への影響

- ・自分でエサをとれなくなり、人が与える食物に依存します。
- ・生息数が増え、生態系のバランスを乱します。
- ・人工的なエサを接種することで病気にかかりやすくなります。
- ・密集することで感染症のリスクが高まります。

■人への影響

- ・人への警戒心が低下した野生動物に接近されます。
- ・糞尿、毛、エサの食べ残し、ごみ袋を破るなどにより悪臭が発生します。
- ・花壇や植木を荒らしたり、洗濯ものを汚したりするなどの被害が発生します。
- ・建屋に入り込んだり、中のものを荒らしたりするなどの被害が発生します。
- ・夜間や発情期の鳴き声が騒音問題になります。
- ・不衛生になり健康被害が生じる恐れがあります。

エサをあげないで!



【お問い合わせ先】 産業振興課 ☎2-2455

住まいの保険・くるまの保険はもちろん、ケガや病気の入院に備える保険など・・・
 保険の事ならおまかせください! お気軽にお問い合わせください(^-^)

(有料広告)

●火災保険 ●自動車保険 ●傷害保険 ●がん保険 ●医療保険 ●認知症保険 ●収入保障保険 etc.

損害保険トータルプランナーのいるお店
有限会社 柴山保険事務所

長万部町字長万部108-9 ☎01377-2-5676
 携帯電話 090-6871-5676